

第2期朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定方針（案）

1 策定の主旨

本市は平成27年度に第1期朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、将来、人口が減少することで生じる課題等に備えるため、計画的な施策の展開を図ってきた。

その後、第5次朝霞市総合計画と整合性を図り計画期間を合わせることで、第1期朝霞市総合戦略を1年間延長し、令和2年度末までの6年間にわたり戦略を推進してきた。

国は令和元年12月20日に第2期総合戦略を閣議決定し、引き続き国を挙げて地方創生に取り組む姿勢を示すとともに、地方公共団体についても切れ目なく地方創生に取り組むことを求めており、本市においても、引き続き、将来にわたって活力のある地域社会の実現に向けて取り組む必要があることから、令和3年度を開始年度とする、「朝霞市人口ビジョン（令和2年度改訂）」と「第2期朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定することとする。

	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07
(国・県)まち・ひと・しごと創生総合戦略	第1期					第2期					
朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略	第1期(改訂版)					第2期					
第5次朝霞市総合計画		前期基本計画					後期基本計画				

2 策定内容

(1) 人口ビジョン

朝霞市の人口の現状と将来の展望を示し、人口問題に関する市民の認識の共有を企図し、今後、目指すべき将来の方向性を提示するもの。総合戦略において、効果的な施策を企画立案する上で重要な基礎材料と位置づける。

(2) 総合戦略

「人口ビジョン」を踏まえ、まち・ひと・しごとの創生に関して朝霞市が取り組む今後の政策目標や施策の方向性をまとめたものとする。

3 対象期間

(1) 人口ビジョン

国の長期ビジョンの対象期間である令和42(2060)年までに合わせ、本市でも同年までの人口推計を行う。

（２）総合戦略

朝霞市が取り組む政策目標や施策の方向を、第５次朝霞市総合計画後期基本計画に合わせ、令和３年度から令和７年度までの５年間を対象期間として、まとめるものとする。

４ 基本的な考え方

（１）国及び埼玉県の方針を勘案

総合戦略の策定にあたっては、国及び埼玉県の総合戦略の方針を十分に勘案する。国の第２期総合戦略では、第１期の成果と課題等を踏まえて第１期の政策体系を見直し、以下の４つの基本目標と２つの横断的な目標の下に取り組むこととしている。

基本目標１ 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする

基本目標２ 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる

基本目標３ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本目標４ ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

横断的な目標１ 多様な人材の活躍を推進する

横断的な目標２ 新しい時代の流れを力にする

（２）総合計画との整合性

現在策定作業を進めている第５次朝霞市総合計画後期基本計画と第２期総合戦略の計画期間を合わせるとともに、後期基本計画に位置付けられた施策を関連付け、分野横断的な課題の解決を進め、総合戦略の推進を図る。

（３）審議会の設置

知識経験者、市内関係団体、公募市民等で構成される朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会を設置し、人口ビジョン素案及び総合戦略素案に対する審議を行う。

（４）成果指標と効果検証

総合戦略に盛り込む政策分野単位で基本目標を設定するとともに、客観的な成果指標（ＫＰＩ）を設定する。また、ＰＤＣＡサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、実施した施策や事業の効果を検証する。

(5) 地域特性の反映

朝霞市は現在人口増加傾向にあることや東京に隣接するなどの立地条件等の地域の実情を踏まえ、第1期朝霞市総合戦略の総括を基に、第2期朝霞市総合戦略を策定する。

(6) 策定経過等の公表

人口ビジョン及び総合戦略の策定過程における重要事項については、広報あさか及び朝霞市ホームページへの掲載等、利用可能な情報発信手段を用いて適宜公表する。

5 推進体制

(1) 庁内体制

①朝霞市まち・ひと・しごと創生本部

全庁的な横断体制を確立した上で、総合戦略の策定及び施策の推進に取り組む。本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長を、本部員は部長級職員をもって充てることとする。

②朝霞市まち・ひと・しごと創生政策推進部会

検討内容に関係する課の課長級職員で構成する推進部会を設置し、人口ビジョン及び総合戦略素案の検討を行う。

(2) 朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会

知識経験者、市内関係団体、公募市民等で構成される朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会を設置し、人口ビジョン素案及び総合戦略素案に対する審議を行う。

(3) 市民

①朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会

審議会委員として委嘱された市民の代表が、人口ビジョン素案及び総合戦略素案について審議を行う。

②パブリックコメント

市民の声を広く反映できるよう、朝霞市の人口ビジョン素案、朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略素案を公表し、意見を求める。

(4) 市内関係団体

教育機関、民間企業、NPO、ボランティア団体等の関係機関との意見交換をするなど、多様な主体の参画を推進する。

(5) 議会

人口ビジョン素案及び総合戦略素案について説明を行うほか、人口ビジョン及び総合戦略を策定した後、市議会に報告する。

6 策定スケジュール

まち・ひと・しごとの創生に切れ目なく取り組むため、令和2年度中に策定する。

7 その他

本策定方針に定めるもののほか、策定に関し必要な事項は別に定める。